

平成29年9月14日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月14日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、新ごみ処理施設誘致について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について議員発議があり、総務委員会での発議とすることとした。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 68 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 議案第 69 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 70 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・新ごみ処理施設誘致について
 - (5) 閉会中の所管事務等の調査について
 - (6) その他
- 追加 ・議員発議について
「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

3 日 時 平成 29 年 9 月 14 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聰、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、小峯環境課長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託されました議案について審査を行います。

(1) 議案第 68 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 68 号、魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　　本会議で、マイナンバーによって個人情報をもひも付けにすると答弁がありました
が、具体的にはどういう形になりますか。

森山総務課長　　ひも付けということですが、法律、条例で定められた事務において、
申請書等にマイナンバーを記入していただくことによって、その事務に係る社会保障、税
関係の情報がそこでひも付けをされる、情報を連携して処理することができるということ
であります。

大屋委員　　提案理由の説明の中には、庁内連携について規定するというふうになっておりま
すが、その点のメリットと申しますと、庁内の事務が簡素化されるというふうに理解して
よろしいですか。

森山総務課長　　庁内での事務ということではそうなります。申請者、住民の皆様方におかれ
ては、用意する書類等が取らなくてもそこで処理ができるというようなことで、申請され
る側にも労力等が軽減され、また、そこで取得をするために手数料等を支払わなくてもい
いというようなことが生じます。

大屋委員　　今の説明ですと、窓口事務においては、申請する際にマイナンバーを書かなくて
も全ての申請等ができるかと理解してよろしいですか。

森山総務課長　　指定をされている事務についてはマイナンバーを記載していただくような
書式になっております。基本的にはマイナンバーをここに記載をお願いしますということ
で受付ではお話をさせていただきますが、どうしても書きたくないという方については、
そのような処理に最終的にはなろうかと思えます。

大屋委員　　そうすると書きたくない方は書かなくてもいいということで、それはわかりまし
た。個人情報、これは保護条例ですが、個人情報の漏えい対策、これは100%大丈夫だと
言えますか。現在。

森山総務課長　　100%というようにしなければならない、もちろんそれが100%でなければな
らないというふうに考えております。

大屋委員　　100%にしなければならないということですが、100%になっておりますか。

森山総務課長　　マイナンバーに関する部分については、今現在そういうことであると考えて
おります。

大屋委員　　そういうふうに考えていると思うというのは、具体的には100パーセントになっ
ていないということよろしいですか。

森山総務課長　　マイナンバーに関する部分では、そういった情報の漏えい等についての事実
はないと解しています。

大屋委員　　なんでも人間のやることは100%というのは、ほとんど無理だと思います。数字
の上では100%はあっても、というふうに私は考えますが、今までもいろいろな形の漏え
いがありました。それを漏えいが少なくなるようにITの関係でなっておりますけれども、
インターネット等をどうしても使わなければならない、あるいは企業においてもマイ
ナンバーが普及しているという中で、100%漏えいがないということは、私は考えられな
いんですが、その点いかがでしょうか。

森山総務課長 委員おっしゃるとおり、100%はあり得ないという部分につきましては、100%なしということが当然求められているし、必要ではありますが、そういうケースが今までも国等においてもあったというようなことでもありますので、なかなか厳しい課題でもあると考えております。

大桃委員 まだ国からの通達がないということですが、通達があってから提案なさってもいいんじゃないですか。いかがですか。

森山総務課長 こちらの条例案については、すでに書式、様式等については、改正をするようなことで行ってございまして、最終的には、このみなす規定を今回つけさせていただくということでございます。まだ通達がないということは事実ではありますが、これをきちんと整備をして、いつでもできるようにしておきたいというのが、執行部側の考えでありますし、県内他自治体におきましても、この整備がすでに終わっているところもございまして、今回は提案をさせていただいたということでもあります。

大桃委員 うちの市役所が、ばかげときちっと整備して、用意してなんてのは、あんまり考えられないと思うんですけども、通達が出てからじゃだめなんですか。どうしても今しないとだめですか。

森山総務課長 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という国の法律がすでに施行されておりますので、それに合わせた改正を今回行わせていただきたいということでもあります。委員おっしゃるとおり、通達に来てからということもあろうかと思いますが、今回やはり早めの準備を我々はさせていただいて、すぐ始められるようにしたいというのが考え方、目的であります。

大桃委員 考え方もわかるし、準備しておきたいのはわかるんですけど、通達がまだないということは、そうしなさいということがないんだから、それが出てからではだめなんですかと、それを聞いている。

森山総務課長 通達につきましては、この秋ごろということでは以前から話が来ております。それがまだ、秋になりましたが今現在来ていないということでもあります。それがいつになるかということについても、まだ国のほうははっきりと言っておりませんが、秋ごろということですので、いつ来てもいいように我々は準備をさせていただきたい。臨時会というようなお話かとは思いますが、それを開くということではなく、この定例会の中で整備をさせていただきたいということでもあります。

大桃委員 今、臨時会の話が出ましたが、私、通年議会でもいいと思ってるんです。議員は議案が出れば審議して議決という仕事するのが本当ですからね。通達に来てから、じゃ、やりましょうという話の中で臨時会を開いたって、私、一向に構わんと思ってるんですよ。それを早急に、今回通達も来ないのに、この議会でやらんきゃならんという理由が、私がわからん。最初に準備しておきたい、すぐできるようにとおっしゃいますけど、臨時会なんてすぐ開けますよ。

渡辺委員長 質疑をお願いします。

大桃委員 臨時会、開いてやる方向じゃ、だめなんですか。

佐藤市長 先ほど総務課長からも話をさせていただきましたが、すでに法律が施行されているということでもありますので、通達があれば条例改正できないということではなくて、

通達はあくまでもその取り扱いに関する通達になってきますので、そういった部分で法律が施行されておりますので、あわせて条例のほうも関係市町村の、条例は市町村で決めていただくということになるわけですが、そういったことで条例をまず改正させていただくと。これによって、今みなし規定のところにあげてありますように、市民の利便性も向上してくるということでもありますので、通達のほうは後日になるとしてもですね、法律が優先させるということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

大屋委員 私は、この個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。先ほどの質疑の中でも明らかになりましたが、そもそもマイナンバー制度は個人情報の保護になりません。質疑でもあったように、個人情報をひも付けにすればするほど情報が集まってきます。ナンバーさえわかれば膨大な個人情報を引き出すことができるようになります。また、漏えい対策は 100%大丈夫かとの質疑に対し、100%ではない、100%を目指していると、ということは 100%になっていない、こういう状態の中でやる必要はないというように考えております。そして、市長の一般質問答弁で、今後の民営化に行政の窓口業務まで入れようとしております。それこそ悪質な民間であればマイナンバー情報を引き出すこともできるようになります。情報が集まれば集まるほどその価値は大きくなります。こうした理由から、今回の条例改正に反対するものであります。

渡辺委員長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。(なし) ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これより採決に移ります。異議がありますので、挙手によって採決いたします。あらかじめ確認をさせていただきます。挙手なき者は否とみなし、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 68 号、魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 69 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 2、議案第 69 号、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山総務課長 議案第 69 号につきまして、提案理由の説明の際に佐藤肇議員から質疑がありました件について、追加説明をさせていただきます。佐藤肇議員からは、介護の対象となる者、いわゆる要介護者となる範囲と、その対象者がどの程度の病状であれば認められるのか具体的に説明されたい旨のご質問をいただいております。具体的にここでご説明させていただきます。要介護者の範囲といたしましては、配偶者、父母、子、配偶者の父母等が対象者となります。また、この対象者が 2 週間以上の介護が必要な場合において、介護休暇を取ることができるとされておりますので、追加して説明をさせていただきます。

渡辺委員長 それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 今の説明で、2 週間の介護が必要だと認められるという。私、あの質問のときに、

介護認定を受けている人が対象と勘違いしてたんですけど、それは誰がどうやって判断するんですか。

森山総務課長　こちらにつきましては、医師の診断書、あるいは介護保険での証明書等で判断をさせていただくことになります。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 70 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第 3、議案第 70 号、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　本会議での提案理由の内容が、私にとっては、はっきり理解できなかったのもう一度ここでご説明をお願いします。

佐藤市長　もうすでに提案理由の説明を申し上げて付託されておりますので、もう一度同じ質問については、休憩を取らせていただいて説明をさせていただきたいと思います。「はあ」「ちょっと待って」と呼ぶ者あり) もう提案理由の説明終わって、委員会に付託されているので、再度補足説明を求めるといふことでもありますので、会議録に残していかどうかいう。「残せばいいこてや」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　これより休憩といたします。

休　　憩 (10 : 18)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (10 : 20)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。

大屋委員　本会議で提案理由の説明やったので、私がよく聞いてなかったのが悪かったと思いますが、今までに引き上げ提案をするのであれば、2月の予算議会、こういったところで持たせたのではないのでしょうか。なぜ今回になったのか、その説明をお願いします。

佐藤市長　報酬等審議会の開催が今年の 12 月にあったわけでありましたが、その時点では教育長、副市長の人事がまだ決まっていなかったということもありまして、報酬等審議会の委員の審議については市長の報酬の審議ということでもありますので、そういったことで、

その時点では市長の報酬は据え置きということで決定をしてありますので、今の現状ということでもあります。その後、総務省から職員を副市長として迎え入れたということでもありますので、その金額が妥当であるかどうかという判断をさせていただいた中で、審議会のほうから国との整合性、あるいは他市も含めてその金額が妥当であるかどうかという判断を今回させていただいたということで、答申が出されたということでもあります。細かい点については総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森山総務課長　　今ほど市長が申しあげましたように、通常は12月に審議会を開催させていただいております。今回は国からおいでいただいた副市長の就任にあわせ、特に副市長の報酬のあり方を審議いただきたいということで臨時に開催をさせていただいたものであります。審議会からは定例の時期である12月の開催も求められておひまして、今年度も12月にも開催する予定であります。

大屋委員　　であればですね、7月1日に就任なんですけど、もう決まった時点で審議会は開いて、6月定例会でも提案ができたのではないのでしょうか。

佐藤市長　　今、大屋委員からの発言も当然あり得るだろうと思ひます。7月が議員の皆さんの任期でありましたので、7月以降に開催された定例会の中でも審議する時間があつたのではないかというふうなご意見だと思ひますが、総務省での給与調整等の関係も含めて調査がちょっと必要だつたということもありまして、この時期になつたと。8月の審議会に諮つての提案ということになりましたので、いずれにしても審議会なくして提案はできないということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大屋委員　　ではですね、今までに副市長の引越しや家賃、こういったものにどれだけの予算を計上しておひますか。

森山総務課長　　引越しといたしましては、特別旅費として補正予算で30万円計上してございます。それから住まいにつきましては、借り上げ料、火災保険料含めて105万円を補正予算で計上させていただきました。

大屋委員　　それだけかけて、総額で言えば130数万円をもうすでに予算化していると、こういうことでもあります。そのうえですね、報酬も引き上げとなると、私は無理があると思ひますね。そう考えなかつたのかどうかをお伺ひします。

森山総務課長　　今回の副市長の報酬、給与につきましては、副市長の職責といたしまして、国と本市のパイプ役等を担うという職務に応じた報酬の改定が必要ではないかということをお審議会にお諮りさせていただいたものでございます。副市長の職務についての報酬額の引き上げということで提案させていただきました。

大屋委員　　私は、国とのパイプ役ということになれば、やはり政治家対政治家ですね。やはり市長が国とのパイプ役を果たすべきであつて、今の副市長は政治家でも何でもありません。国とのパイプ役として成果を期待してのことでしょうが、市民にとってはその成果すらわからない状態であります。今現在。それならば成果が出て、こういう成果が出ましたよと、市民に説明をし、納得する時期をはかつて引き上げることだつてできるのではないのでしょうか。いかがですか。

佐藤市長　　政治家として市長が先頭に立って中央とのパイプを築くべきだということであ

ります。それはもっともだと思っております。そういったことでの行動はしております。他市の状況を見てもですね、副市長の職責というのが、専門的な知識を持って入ってきているということで、パイプもそうでありますけれども、この地域をしっかりと国にアピールしていく、また発信していくという能力は、市長自らの営業力だけでことがなし得るものではないと私は思っております。今、中央省庁から職員、あるいは特別職で迎え入れている自治体にとっては、そういうメリットがあるということでもありますので、そういったことをしっかりとやっていただくための一つの方針であり、これからの魚沼市を将来を見据えて、しっかりと中央と地方を繋ぐ役割をしていくことが求められている中で、こういった中央からの職員を派遣いただいているということでもありますので、そういったこと含めて、今大屋委員の言われた政治力というのはそういうことだと私も認識しておりますので、それは積極的にやっていきますし、今現在でも中央省庁へのパイプづくりに奔走しておりますので、それはまたそれでやっていきますが、副市長の職責として、これからさらに中に入った形で取り組んでいただく、政策的なものを含めて取り組んでいただくという役割の中をお願いをさせていただいております。その辺をご理解いただきたいと思います。

大屋委員 成果についてはいかがですか。

佐藤市長 成果が出てからでもいいのではないかとということでもありますけれども、先に成果を見てから判断するというのではなくて、本来、省庁の部分も先ほど説明させていただきましたが、省庁との給与格差も含めて考えれば妥当であるというような判断を私のほうでもさせていただきました。審議会の決定を妥当だと私のほうも認めさせていただきましたので、提案させていただいたということでもあります。

大屋委員 先ほどちょっと出ましたが、審議会は市長の諮問機関であります。大体が市長の意向に沿って決定されることが多いわけではありますが、そういう点では、市長がそういう考え方を審議会で述べたのではないですか。

佐藤市長 審議会のほうには私は出席をしておりますので、私の意向は働いておりませんが、いずれにしても審議会は諮問機関ではありますけれども、当日は挨拶だけさせていただいて、中身については触れておりませんが、いずれにしても審議会は独立した権限を持っている審議会でありますので、諮問機関といっても独立した権限を有しておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思いますと思っております。

大屋委員 挨拶をしてすぐ抜けて、あとは審議会の委員に任せたとというような説明でしたが、挨拶ではそのことについて、今の副市長のことについて触れましたか、触れませんでしたか。

佐藤市長 私のほうは、上げてくれとかこうだという状況は触れておりません。今、提案させていただいたもので、お願いします、審議についてお願いします程度であります。集まっていたいただいたお礼も含めてそういう挨拶をした程度であります。

大屋委員 私の認識はですね、全てがそうではないと思いますが、審議会というのは、さっきも言ったように市長の諮問機関であり、隠れみのの性格もあります。そういう点では市長の意向がかなり強く出てくると思いますがどうでしょうか。

佐藤市長 どういって答えていいのかわかりませんが、そうならないように独立した権限を持っていただけるように努力はしていきたいと思っております。

大平委員 審議会に諮問した内容があるわけですので、それをもらえるか、ここで読み上げていただけますか。

渡辺委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:32)

休憩中に資料の確認

再 開 (10:32)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。森山総務課長から説明を求めます。

森山総務課長 諮問書ではありますが、標題につきましては、魚沼市特別職の報酬等について(諮問)、という標題であります。本文ではありますが、魚沼市議会議員の報酬の額及び市三役等の報酬等の額の適否について、貴審議会の意見を求めます。という本文でございます。中に表がございまして、その表中は議長、副議長、議員、それから市長、副市長、教育長の報酬月額の現行額をそこに記載をしております。今までの改正額等の変遷もございまして、今の現行額になった改正時期等をそこにに入れて諮問書として出ささせていただいております。どう思うかというふうな中身はここには当然のことながら載せてございません。

大平委員 こうしたいああしたいなんて、それやったら違反だんなん、それはないけれども、そうじゃなくて、内容について、副市長に対する金額のことは何もなかったですか。

森山総務課長 諮問書においては、それぞれの特別職の給料月額は、今現行の給料月額を載せているということになります。

大屋委員 今の話を聞いてですね、審議会にこれと同程度の資料というのは出ていますか。

森山総務課長 資料としては添付をさせていただいております。

大屋委員 それで南魚沼市と、副市長の額が同額、同程度になっておりますが、どうもおかしいと思いますよ。これはどう考えていますか。

森山総務課長 委員の議論の中で、その額、資料について、添付資料ですので見ていただく中で、副市長の職責という部分を見たときにどの程度がいいだろうかという議論の中で、今回提案する額となっていたということになりますが、南魚沼市はどうだろうかという話は、その会議の中では額的な部分は議論の中には乗っておったというふうに思います。

大平委員 職責なんてことだから、諮問のときに職責見たというのは、どこでわかるんですか。どういうところで話しましたか。職責見たというのは市長と総務課長だけがんじゃないですか。

佐藤市長 職責でありますので、副市長としての職責、あるいは市長としての職責、そういったことでやっていただくということになりますので、先ほどもちょっと申し上げましたが、中央省庁あるいは中央機関とのパイプ役になってもらうというのが、まず一つの大きな仕事になってくるだろうと思っておりますので、政治力使ってセールスするってことは当然市長の役目でもあり、また副市長もそういう任務を担っているということもあると思いま

すけれども、そういったことで副市長としての職責については、そういったことで今回、中央省庁からお願いをさせていただいたというところでもあります。

遠藤委員 副市長としての職責というのは、この辺につきましても、地元から選出されようと誰が来ようと、魚沼市の副市長としての職責というのは変わらないと思います。それに加えていろいろなパイプ役ですとか、そういった他任務がほかの副市長に比べて多くなるということが予想されるということの判断を審議会がしたということによろしいですか。

森山総務課長 結論から言えばそういうことになります。

遠藤委員 通常の副市長任務のほかに、そういった重大な役目も担っていただく必要があるということから、審議会が協議したということではありますが、協議の過程については、通常ですと先ほどの話だと表の一覧については現行の金額が入っているということで、一応諮り方とすると、全部該当になる方について一回審議が行われたのか、最初から副市長に特化してその審議が委員会から出たのか、それについてはいかがですか。

森山総務課長 会長からは進め方につきまして、ここに諮問されたそれぞれの議会議員の皆様、市の三役全てにおいて会議の中では審議をさせていただいております。

遠藤委員 一応、副市長に特化したという形ではなく、一度対象者が全員土俵の上にあがった中で、委員自らが副市長については、就任もされたばかりだし、立場が違う方が来られたんで、その人を審議してみようかという、委員自らの中で副市長について審議をされたのか。

森山総務課長 会長のほうから、副市長についてはということでお話をさせていただいて、その部分については詳しく審議をいただいたということです。

大平委員 じゃ、さっき言ったのと違うんじゃないですか。副市長について特別にお願いしたってこと言わなかったけど、特別にお願いしたってことでしょ。そのときの誰がっていう、誰なんて関係ないですけど、名前はいいいですが、誰か審議内容っていうのは出せますか。

森山総務課長 委員の発言については記録がございます。報酬を引き上げるという部分の議論の中では、最終的には皆さん、全ての出席委員がそれで同意をするという結論になってございます。

大平委員 その前に、委員長が発言されたこと。発言されたことを、副市長だけのことをお願いしたんでしょ。お願いしたんだったら、そのお願いしたことについて、どういうことをお願いしたか。委員長が皆さんにどういうお願いの仕方をしたか。もちろん議事録にあると思うんですが、委員長がしゃべった議事録があると思いますけど、それを一つお願いします。

佐藤市長 提案理由の説明のときも若干触れ、質疑の中でも触れたような気がいたしますが、昨年の12月に審議会が一回開かれておりまして、そのときには私だけの報酬の部分、行政のほうの特別職は私だけしか就任していませんので、議会議員の皆さん方は別にして、市長、副市長、教育長、三役の報酬については、今の地域経済ではなかなか上げにくいでしょうという話はさせていただきましたので、そのときは私しかなくて、まだ教育長も副市長も在職しておりませんので、該当ではなかったんですが、そういったことで地域経済のことも含めて、12月の時点ではそういう話をさせていただきましたので、今年度の予

算につきましては、私の報酬を上げるという話にはどうもしにくいところがありますので、そういったことで言えば、当然副市長の報酬ということに限定をせざるを得ないだろうなということは考えております。

大屋委員 前に戻りますが、中央機関との、省庁との協議、どういう内容だったのか説明をお願いします。

森山総務課長 給与関係の話ということでしょうか。

大屋委員 全部。どういう条件で、ということが絶対出ているはずだから。

佐藤市長 給与ベースのことについては総務課長のほうで交渉をずっとしてきた経過がありますので、総務課長から話をさせていただきますが、お願いをした経過は、当時の総務官房長、総務省というところは旧自治省ですので、私のほうでは個別の厚生労働省、あるいは国土交通省、総理府といったところとの交渉ではなくて、総務省にお願いしたのは地方自治を司っているところということで、総務省のほうに職員の、副市長としての職員の派遣をいただけないかという話をさせていただく中で、課題としては、なかなか財政力指数の低い自治体がこれからどう地域の中でしっかりと自治体行政ができるのか、自治体運営ができるのか、こういうところを大きな視点で捉えた中でいろいろ助言をいただいたり、あるいは政策的なもの、あるいは中央省庁の考えていることを地方に持ってきていただける、あるいは地方の実態をきちっと見ていただいて中央省庁のほうに発信していただける、そんな方をお願いしたいということで交渉をさせていただいた結果が、総務省もいろんなところに派遣を出しておりますが、このたびも副知事も総務省から来ておりますし、三条市長も総務省出身でありますし、また今の県の政策課の課長も総務省から来ているということで、総務省も職員をなかなか、少ない職員の中で地方に出していくと職員数も足りなくなると、総理府のお願いもあると言われましたが、なんとかお願いできないかという話をさせていただきました。そういったこと政策的な部分も含めて、しっかりとしたパイプ役を担っていただけるということでお願いをさせていただいた結果が、地方にも出ている、あるいは省庁にも派遣をされた経歴を持っている東川さんから来ていただいたというのが今の状態であります。交渉その後の給与ベースのことも含めて、生活の部分がありますので、給与ベースのことも含めて交渉した結果については総務課長のほうから説明をさせていただきます。

森山総務課長 給与を含む待遇の部分につきましては、ご本人というよりも総務省側の事務方とお話はさせていただき、経過のほうは多くさせていただいております。待遇、給与については魚沼市の条例のとおりでありますということをお伝えさせていただいて、それに基づいて総務省側といろいろ話をさせていただいたということでもあります。

大屋委員 要するに、その話の中で報酬も引き上げてほしいという話が出たわけですね。

森山総務課長 その時点では、そこまでの話はございませんでした。

大屋委員 そういう話がないのに、今回出たというのは市長ですか、それとも副市長が自ら上げてくれと言ったんですか。

佐藤市長 本人からの申し出ではなくてですね、今、魚沼市の副市長に就任する前の総務省のときの給与ベースから言えば、80万近い収入があると、これは手当を含めてでありますけれども、そういったことを考えるとですね、霞ヶ関におられた方ですので、地域手当

もあるし、それから赴任手当的なものも出ておりますし、当然時間外も出ているしということではありますが、そういったことを加味した中で考えると、現在の報酬額からさらに落ちるということでもありますので、そういったことを考えて配慮をさせていただいたということでもあります。

大桃委員 今、諮問に出したのももらったし、答申もあるし、議長にやった通知もある。これ全部8月10日なんですよ。市役所の仕事がこんげに早いと私は思わないんですけど、審議委員は何人でしたっけ。

森山総務課長 6人です。

大屋委員 6人の人たちが、これ平日の木曜日ですよ。6人の人たちが、何時にこの諮問通知を出したのか知りませんが、集まって審議をして答申を出したのはいつですか。何時ですか。

森山総務課長 9時からです。

大桃委員 諮問を出したのは何時ですか。

渡辺委員長 通知書を出した日ということですか。

大桃委員 出した日の時刻。何時に出したの。

森山総務課長 諮問書は当日です。

大桃委員 だから何時だて。

森山総務課長 9時です。

大桃委員 答申が出たのは何時。大体9時に出して、そんなすぐに6人の人が集まれないでしょう。誰か予定があるんじゃないの。で、その日に集まったんですね。

渡辺委員長 集まってくださいという通知を出した日ということですか。

大桃委員 違う。全部同じ日だから、一日でこんなことができるはずがねえじゃないかよ。こう言ってんだよ。だから何時に出したんですか。今、9時に出したって言いましたよね。

渡辺委員長 招集をかけた日ということですか。

大桃委員 日じゃない。日なんて言ってるじゃないか、10日って。時刻の話をしてるんだよ。全部おんなじ日でしょ。

渡辺委員長 総務課長、時系列をきちんとわかるように説明いただきたいと思います。

森山総務課長 8月10日に招集をして会議は行いましたが、それ以前に、その招集の日程調整を個々にさせていただいて、開催日を記載した通知を7月中に出させていただいて、8月になってからかと思いますが、その出した日付の資料がなくて申し訳ありませんが、事前に出させていただいて、8月10日に会議を開かせていただいたということでございます。諮問書については、当日ということであらかじめお話をさせていただき、会議が始まった際に市長の挨拶と一緒に諮問をさせていただいたということでもあります。

大桃委員 今配られた諮問、8月10日の木曜日。審議会の意見を求めますというのは、当日9時に集まってもらったときに配ったということですか。

森山総務課長 そういうことです。

大桃委員 そうすると、その7月、この前に招集した通知もありますか。

森山総務課長 招集する通知は出しております。

大桃委員 それがあったら出せますか。

森山総務課長　　出せますが、今ここには資料は持ちあわせておりません。

渡辺委員長　　後日配布でよろしいでしょうか。

大桃委員　　はい、結構です。

大平委員　　副市長は条例に基づいて金額を示したということなんですが、今の問題は条例違反ですよ。給与なんて条例を改正しなかったらできないでしょう。旅費に対する条例の第2条、それを改正するんですか。

佐藤市長　　現行の報酬額を諮問に基づいて改定させていただきたいという議案でありますので、決定をいただいた後でなければ、その報酬にはならないということでもありますので、今その金額で支払っているわけではありません。

渡辺委員長　　今定例会にこれが付託されていますので、今後これが決定ということになればということです。

大平委員　　言ってるのは、向こうにちゃんと条例を全部示した金額でやったわけでしょう。それについて、またここで条例改正、条例改正しなかったらだめじゃないですか。

渡辺委員長　　大平委員。手続きは踏んでおりますので、その質疑はここではふさわしくないと。ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員　　総務省との交渉について伺います。市長は、現副市長は総務省を退職して来たという話だったんですが、その辺をちょっと確認させてください。

佐藤市長　　制度的に退職という取り扱いになるということでもあります。派遣という形ではなくて、退職という形。だけれども、国家公務員ですので、退職手当組合はそのまま継続と。これはどこの自治体も同じ取り扱いさせていただいてますが、その期間は在職年限に含まないということになりますので、一旦は退職という取り扱いで他市町に行くということになります。都道府県も含めて動くという形になります。

佐藤委員　　ということは、元の職場に復帰できるという条件でしょうか。

森山総務課長　　退職という言葉を使っておりますが、通常の退職のイメージとしては元に戻ることはできないというようなイメージがあるかと思いますが、国の制度として復職が可能という今の制度がございます。それを活用しているということでありまして、この制度の中で地方公共団体の特別職に就任する場合は、本人が辞職をして特別職に就任をすると。ただし復職は可能であるというようなことから、離職をした際には、本人は退職をしてきましたという言葉を使っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

佐藤委員　　退職金のことなんですけれども、市長は0.44、副市長は0.26という規定が載っていますが、これについてはどういう扱いになりますか。

森山総務課長　　負担金のことかと思いますが、ご指摘のとおりでございます。

佐藤委員　　確認ですけれども、在職中の0.26を魚沼市で積み立てて総務省にやると、こういう考え方ですか。

森山総務課長　　今現在は市の特別職ということでもありますので、市の特別職として市がその分を負担する。そこに支払うのは、新潟県総合事務組合のほうにその分を負担していくということでもあります。

佐藤委員　　わかりましたが、0.26というのは間違いありませんか。

森山総務課長　　今現在、特別職に負担をしている、総合事務組合の負担している負担率につ

いては1000分の310ということであります。ちなみに一般職員は1000分の208という負担率になっています。

佐藤委員　私がホームページを見た中では0.26と載っていたんですけども、いかがでしょうか。魚沼市のホームページです。

森山総務課長　大変申し訳ありません。この違いについては、1000分の310はきのう現在で確認した数字ですので、そちらのほうが正しい数字でございます。ホームページのほうが誤りではないかと思っておりますので、早急にチェックをさせていただいて訂正が必要であれば訂正させていただきます。

遠藤委員　今回、中央から来たという方で、この給与については時限的な部分があるかと思っておりますが、今後、将来的にも総務省との連絡等も含め、魚沼市の方向とすると、そういったパターンを取っていくこともありうるというような考えもおありということでしょうか。

佐藤市長　私は、先ほども申し上げましたように、中央省庁とのパイプって非常に、今、議会の皆さん方も中央要望していただいたときも感じていると思っておりますけども、魚沼市は総務省から職員が行ってるんだよね、という言葉が出てくるということは、非常に興味を持っているところだろうと思うんですね。そういったことからすれば、しっかりとしたパイプ役を担っていただいていると、私は感じておりますし、そういう目線で皆さん方から見ていただきたいとは思っておりますが、成果も期待していただきたいと思っておりますけども、そういったことで、今後必要であろうと思っておりますので、これが時限的になるのか、将来的に恒常的になるのかというのは、これからになると思っておりますけども、いずれにしてもこれからも必要であろうと私は今感じております。

遠藤委員　確認ですけども、こういったパイプ役的な人を今後も継続的にやっていくためにも、今ここで処遇の改善等が必要ということも審議会の中で協議されたということでしょうか。

森山総務課長　審議会におきましては、国あるいは県からおいでいただく副市長というようなことが今後も考えられるのであれば、今回の提案のようなことではなくて、きちんとした形で給料を示すほうがいいのではないかという議論もいただいております。そちらについては、今回初のことだということで、今後の検討とさせていただき、事務局からはお答えさせていただいております。

大平委員　先ほど言ったんですけども、諮問のときに市長の挨拶、なかったらいいんですけども、諮問をしたときのお願いと委員の方の発言、それをあとでいいから。

佐藤市長　会議録については出せると思っておりますので、また後ほど。内容についても審議会の会長からも確認いただかなければなりませんので、皆さん方が会議録署名するのと同じで確認していただくのが原則でありますので、そういったことで、内容については、会議録はお示しできるということでもあります。

大平委員　今のこの問題は、市長の力不足が一番の問題になったと思います。自分の給料でも多少なり減らすんだんが、ちっと上げてくれってだったら、多少はわかる人もいますけども、そうじゃなくて、職員の給料も大変だ、下ろさんばならんところへ、自分たちの給料を上げてくれっていうのは、説明ができないような問題がありますので、私に

とって、市長の力不足、市の中から副市長を選ばれなかった。その中でまた、よそから連れてくる、二人目を連れてくるっていう話ならわかりますけれども、いろいろと皆さんから議論してもらって・・・

渡辺委員長　大平委員。今の議題についてきちんと質疑をお願いします。

大平委員　だから、そのことについて市長はどう思っていますか。

佐藤市長　力不足をどう思っていますかと、そうご判断されているのであれば、またこれからしっかりと取り組んでいかなきゃいけないなということでもあります。

佐藤委員　今回は、新しく東京から迎えた副市長の時限立法のような感じですけど、新しい庁舎の設計を見ますと副市長室が2つ用意されています。今後のそういった考え方はいかがでしょうか。また、地元から出た場合の給料はどういうことになるでしょうか。

佐藤市長　新庁舎のほうは前にも説明させていただきましたが、部屋は2つあります。これは条例で二人置くことができるということになっていますので、そういったことで部屋を確保しておかなければ、将来的にどうなるかわからない、条例である以上は2部屋置いておくのが普通だろうと思っていますし、必要なれば応接あるいは会議室等に使えるわけですので、そういったことで配置をさせていただいております。将来的に二人とかという話はこれから皆さん方と、今の職務量あるいはそういったことを含めて考えていかなければならないだろうと思っていますので、地元あるいは市外含めて、これから考えていかなければならないことだろうと思っていますので、ここで明言はしにくいところはあります。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、原案に反対の者の発言を許します。

大屋委員　私は、魚沼市特別職の報酬等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。まず、今までに130数万ほどの予算をつけて、副市長の家賃、引っ越し費用等をかけております。さらに家賃については毎年かかることでもありますので、十数万がかける12、約百四、五十万がかかってきます。こういうことで、非常に多額のお金がかかる。今、行政や議会に批判的な市民が多いこの時期に引き上げがなされるということは、到底認められません。成果が十分市民に理解できる状態になってから、引き上げるなら引き上げればよいと私は考えます。また、国とのパイプ役ということになりますと、やはり市長は市民から選ばれた政治家であります。副市長は行政マンのトップであります。その違いを混同しているようではありますが、やはり政治家は市長なんです。市長こそ国とのパイプ役をしっかりとしていかなければならないと、私は考えます。ただ、今、国はあまりいいこともしていませんけれども。それと今言ったように、至れり尽くせりのやり方であり、到底、市民も私も納得はできません。よって、この条例改正に反対するものであります。

渡辺委員長　次に、原案に賛成の者の発言を許します。

遠藤委員　賛成の立場で討論をいたします。先ほどの質疑の中でも何点か不明確な部分が見えてきたこともありますが、給料につきましてはこれまで担っていた副市長の職責のほかにも、また国との連携、パイプ、深い絆ということの中で、新たな職責が生まれ、その部分が対価として審議がされて答申が出ているということと、市のほうの考え方の中で、今後、

国とのパイプ役も重要になるという将来的展望を構えた中での処遇改善を審査されたということもありましたので、今後の魚沼市の将来の展望、そして、いろいろな処遇改善については賛成の立場で討論とさせていただきます。

渡辺委員長　ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから、議案第 70 号について採決します。異議がありますので、挙手によって採決いたします。あらかじめ確認をさせていただきます。挙手なき者は否とみなし、採決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 可否同数でありますので、委員長の裁決で決したいと思えます。私は、原案のとおり決すべきものと決定させていただきます。よって、議案第 70 号、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これからしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (11:11)

再　　開 (11:20)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。

(4) 所管事務調査について

・新ごみ処理施設誘致について

渡辺委員長　日程第 4、所管事務調査についてを議題とします。新ごみ処理施設誘致についてを議題といたします。この件につきましては、閉会中の所管事務調査で依頼した件であります。資料が提出されていますので説明を求めます。

小峯環境課長　(資料「新ごみ処理施設の誘致について」により説明)

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　最初のころは魚沼市も含めて公募しましたけども、そのときは塩沢だったかになりましたよね。そのときはまだここまでは議論は行ってなかったわけなんですか。

小峯環境課長　その公募は 27 年の 11 月から翌年の 4 まで行って、南魚沼市で 2 カ所、湯沢町で 1 カ所の応募がございました。先般の 3 月 1 日の総務委員会に報告したとおり、周辺自治会の同意が得られなかったということで、公募地としてふさわしくないという結論に至りまして、先ほど説明したとおり一番経済的、実現性のある二市一町の間地点を目指しまして、全量中継施設が要らない所ということでございますけれども、そういった所を行政主導で選定するということが、基本方針で合意されました。それに沿って、今、二市一町では、そういった枠組みの中で、その用地の選定をさせていただいているということでございます。

高野委員　いわゆる境界付近って形ということで、おおまか方向性は、この中では出たということで受け止めてよろしいですか。こういういろんな参考の支障があると、地理的にわ

かりやすく言えば、水無川のあの辺かなということでもって、協議会のほうではおおまか合意というかがなされたと受け止めてよろしいですか。

小峯環境課長 おっしゃるとおり中間地点ということですので、事務局としては、魚沼市の一番端から六日町の近辺までというような所で用地を、場所は申し上げられませんが、そちらのほうで用地の検討を進めているということでございます。それ以上離れますと全量中継施設が必要になるのではないかとということです。

高野委員 私は何が言いたかったかという、魚沼市水の郷工業団地、今大変売り地も順調にいつてみたいですね。それが魚沼市としても売りの部分があるので、少し心配しているんです。その辺も協議会の中では承知はされているかどうか。

佐藤市長 水の郷工業団地は、今、食をテーマにそこに工業団地ができておりますので、景観的にも影響するようであれば、食としてのイメージが落ちるということで、進出している企業さんからも三山が近いと、雪を抱く三山が見えるような形で、そこに煙突ができるようなことがないようにと言われてますので、そこはエリアから見える範囲でははずすように指示はしております。

佐藤委員 今言ったような配慮は十分必要だと思いますけれども、ごみ処理場の持つ経済的な効果も非常に大きいと思いますので、それに該当しない南魚沼の境界付近ということで、もしそういうところがあれば、きちっと調査をして検討していただきたいと思います。

佐藤市長 事務方のほうもいろいろ候補地を探している中で、地震が起きる、要は活断層が影響するような場所だとか、今話がありました磁界が発生するような所だとか、あるいは周辺集落が極端に近いとか、水害ハザードマップのど真ん中にあるとかを排除していく中で検討していかなきゃいけないということで、ここはいいと思っているところが意外と活断層の真上だったりして、なかなかうまくいかないというのが、事務方のほうが悩んでいるところでありまして、その中で適地を探しているわけで、いろんなところに当たっているというのが現状でありますので、その辺も含めて将来的に問題となるような所は排除していこうということを含めて、事務方のほうでは協議をしながら、二市一町の職員で取り組んでいる現状であります。

遠藤委員 これの昨今、湯沢、南魚沼市とともに定住自立圏構想ということで、議会も協定を結ぶことについて議決をいたしております。この構想というのは、それ以前から3自治体で進められていた構想でありますけれども、その当時の色濃さと、今現在、その定住自立圏構想という、構想の中での意味合いというのは高まっているのか、それとは関係なく当初の予定どおり、これは3自治体の合わせた構想なのかという、入り口の部分はどのような位置づけになっていますか。

小峯環境課長 今、定住自立圏構想の中でも、二市一町共同の新ごみ処理施設という形で位置づけられております。

遠藤委員 それになりますと、いわゆる二市一町これまでの自治体がフルセットにそれぞれの施設を持たなくても、なんとかお互いが使い分け、重ね使いも含めながら、より集中して物事に取り組み、また人口減少だとか定住に促進するような事業に結びつけていかなければならないという大前提があるわけでありまして、そうなりますと単なるごみ処理施設という意味合いよりも、先ほど農産物あるいはそれぞれ違う分野の産業の発展、そ

れぞれ考え合わせた構想にシフトしていった方がいいような感じがするんですけど、やはり当初の予定どおり、場所と燃焼方式が主な課題となっているんですか。

小峯環境課長　　今、場所が決まらなと、それぞれの周辺地域への対策であるとか、実際農業施設があるかどうかともわからないということですので、ほぼ推薦する場所が決まった時点からのお話になるかと、支援のほうはなるかと思ひます。

遠藤委員　　そういった意味では、環境負荷あるいは近隣への迷惑的な部分、そういった理解を得づらな部分が多く含むわけでありますけれども、佐賀市の例で言ひますと、きちんとした構想の中でごみ処理施設をつくり、そこに農業誘致、企業誘致をしながら全体的な雇用も上げている。環境負荷もきちんと説明した中で、さらなる付加価値ということを進めているわけですが、やはりそういった構想も若干含んでいけるのか、そういった要素というのは今の段階では除外視した中で、ハード的な部分の解消だけが済めばいいのか、その辺について検討会の内容というのはどうなっているのでしょうか。

小峯環境課長　　もちろん一番重要な場所の選定を協議させていただいてますが、あと地域支援的な事業等、あと農業、産業の関係、電気、お湯というような形もありますので、そういったことも一体的に検討させていただいておひます。ですので、今までごみ処置場つくるけれど何してもらいたいというような受身の体制ではなく、こうさせてもらいたいという行政側の意見も踏まえた中で、もし場所が決まるといふことであれば事業を進めていきたいということでござひます。

遠藤委員　　お聞きすると南と魚沼の境ぐらなですと、いろいろな農産物、すいかであれ、いろいろな特産物が出ているわけでありますけれども、さらなる付加価値農業という面でも、やはりその辺も協議していくべきだと思ひますし、佐賀の場合はその炭酸ガスだけ抜き取って、地元サイダーを量産し、名物になっているというような発展的な考えの中でやっておられるところもあるようであります。3自治体の協議のことではありますけれども、ぜひその辺を魚沼市が先導した中で、3自治体の自立圏構想の一枠として、何とか雇用あるいは定住する、企業を呼び込む、そういった要素をきちんと含んだ取り組みもちょっと考えていただきたいと思ひていますが、その辺についてお聞きします。

小峯環境課長　　ごみ処理場ができますと、大規模なプラントということですので、もちろん雇用、運転に伴う経済効果であるとか、排出される熱等、いろいろ地域活性化のもとはあると理解しておひます。それらを総合的に判断した中で、ごみ処理場の決定なりやり方等を慎重に二市一町で協議していきたいということでござひます。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。この件につきましては、今後また進捗があるときには必ず報告いただくとともに、こちらのほうでも何か新しいことがありましたら議題とさせていただきますので、本日は以上とさせていただきます。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　　日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思ひ

ますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(6) その他

渡辺委員長 日程第6、その他についてを議題とします。

(追加) 議員発議について

・「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

渡辺委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:36)

資料配布

再 開 (11:37)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいま佐藤敏雄委員から委員会発議の動議が発議案とともに提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。発議者の説明を求めます。

佐藤委員 発議、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について。全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について提案理由の説明を行います。配付してあります別紙のとおり、魚沼市議会会議規則第14条第2項の規定により委員会発議として提出するものであります。提案の理由は、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、森林、林業、山村対策の抜本的強化をはかるための全国森林環境税を早期に導入するよう、意見書を提出するものであります。なお、本市議会は、全国森林環境税創設促進議員連盟に加入している議会であることを申し添えます。

渡辺委員長 これから発議者に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを、総務委員会発議として提出することについて採決します。お諮りします。本件は、委員会発議として提出することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを当委員会で発議することに決定されました。

ほかに、執行部からなにかありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見、協議事項等

はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 41)